

## 委 託 契 約 書 (長期継続契約) (案)

業 務 名 大分県産業科学技術センター庁舎設備等運転維持管理業務委託

履 行 場 所 大分県産業科学技術センター  
大分県大分市高江西1丁目4361-10

契 約 期 間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

契 約 金 額 ￥  
(うち取引に係る消費税額 ￥ )  
内 訳 令和5年度 ￥ (月額 ￥ )  
令和6年度 ￥ (月額 ￥ )  
令和7年度 ￥ (月額 ￥ )  
令和8年度 ￥ (月額 ￥ )

契 約 保 証 金 免 除

上記の委託業務について、契約担当者 大分県産業科学技術センター センター長  
(以下「甲」という。)と、受託者  
(以下「乙」という。)とは、次の条項により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### (業務の内容)

第1条 契約の対象となる業務(以下「業務」という。)の内容は次のとおりとする。

- (1) 庁舎等の設備の総括管理業務
- (2) 設備の運転、監視及び日常巡視点検業務
- (3) 設備の定期点検、測定、整備業務
- (4) 環境衛生管理業務
- (5) 庁舎等施設の軽微な営繕業務
- (6) その他庁舎等施設の管理上必要な一般的業務

### (業務の実施)

第2条 乙は、業務の実施に当たり、関係法令に基づいて甲が定める自家用電気工作物保安規程その他関係法令で定める事項を遵守し、別紙仕様書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

なお、各設備の運転管理及び点検整備業務は、「令和5年版建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」以下「共仕」という)に準拠して行なわな

ければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第4条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり本業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

2 前項の主たる部分とは、業務における運転、監視及び日常巡視業務、日常巡視点検業務、保安管理業務及び庁舎等施設の軽微な営繕業務等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

5 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

6 第1項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

7 前6項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(監督員)

第5条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知するものとする。

2 監督員は、この契約書に定めるもののほか、仕様書等の定めるところにより次に掲げる権限を有する。

(1) 業務の実施に関する乙又は乙を代理して乙の従業員を管理し、指揮監督するもの（以下「現場代理人」という。）との業務連絡及び調整

(2) 業務の実施状況に関する立会及び業務の実施結果に関する確認

(現場代理人)

第6条 乙は、業務の実施に当たり、現場代理人及び本業務に従事する者の体制を定め、

書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 乙は、前項に掲げる現場代理人又は従事体制を変更する場合には、甲に対し事前に書面をもって協議を申し入れ、その了解を得た範囲においてのみ行うものとする。
- 3 現場代理人は、現場に常駐し次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 業務の実施の総括管理
  - (2) 乙の従業員の指揮監督
  - (3) 業務の実施に関する監督員との業務連絡及び調整

(業務の計画、報告等)

第7条 乙は、仕様等に定める業務の実実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の実実施計画に基づき業務を実施するものとする。
- 3 乙は、建物及び施設等に損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 甲は、必要と認めるときは、業務の実実施状況について調査し、又は乙の報告を求めることができる。

(施設等の提供)

第8条 甲は、乙が業務の実実施のため必要とする施設及び用水、光熱等のうち仕様書に定めるものを無償で提供する。

(計測機器、工具及び資材)

第9条 乙が業務の実実施のため必要とする計測機器、工具及び資材は、設備機器に付属する特定の備品及び工具を除き乙の負担とし、その種別等は仕様書に定める。

(業務の実実施の検査)

- 第10条 乙は、日常的業務については業務の翌日に実施結果を甲に書面により報告し、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 乙は毎月、業務の実実施結果を書面により甲に報告し、検査を受けなければならない。

(仕様書等に不適合の場合の修補)

第11条 業務の実実施結果が仕様書等に適合していないと認められる場合は、甲又は監督員は業務の修補を乙又は現場代理人に求めることができる。

(委託金額の支払)

- 第12条 乙は、第10条第2項の規定による検査に合格したものについて、請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 乙が第7条又は第10条による報告提出後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

3 仕事の目的物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。

5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(規律維持)

第14条 乙は、業務の従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運用上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であつて、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(個人情報保護)

第16条 乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じな

なければならない。

(労働法上の責任)

第17条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法その他法令が定めるすべての責任を負わなければならない。

(損害の賠償)

第18条 乙は、第20条第1項第4号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の様態及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(業務内容の変更等)

第19条 甲は、災害防止等のため必要があると認めるときは、業務の内容を変更し又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないで契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(4) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項各号の規定又は第13条第2項の規定により契約が解除された場合は、乙は解除の日から10日以内に、支払残額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(協 議)

第 2 1 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(特約事項)

第 2 2 条 この契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

この契約が成立したことを証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市高江西 1 丁目 4 3 6 1 - 1 0  
大分県産業科学技術センター  
センター長

乙



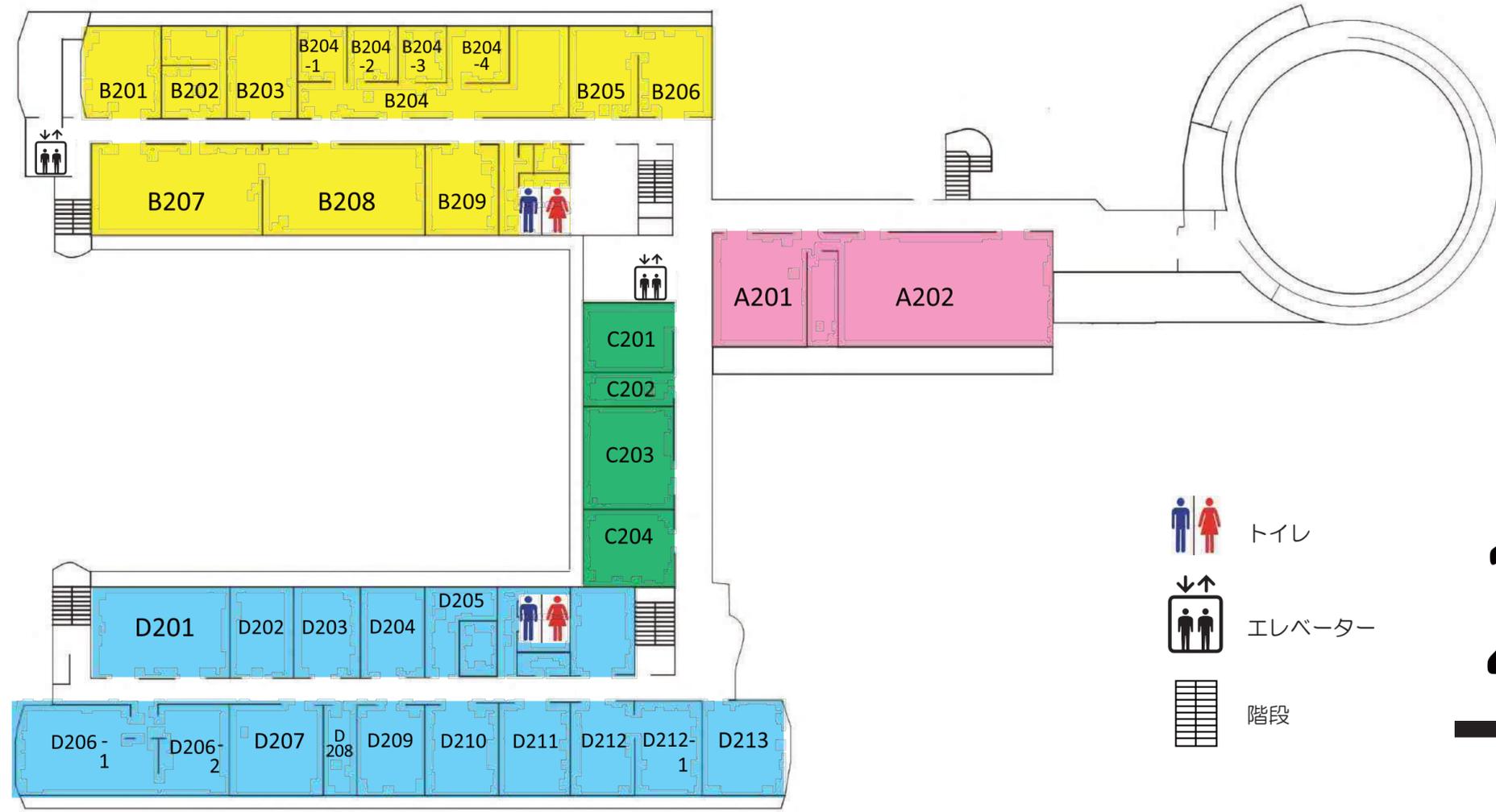


A 棟

B 棟

C 棟

D 棟



-  トイレ
-  エレベーター
-  階段

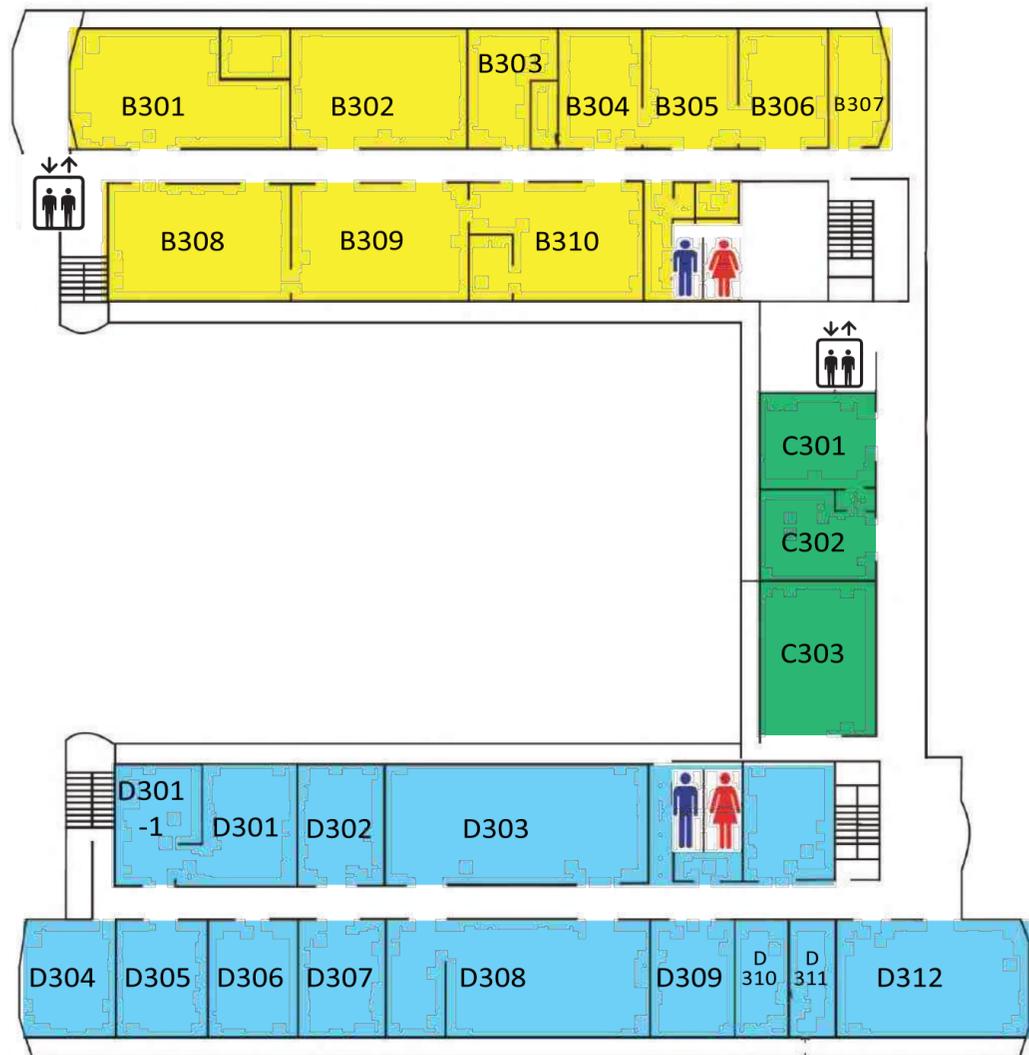
**2F**

A 棟

B 棟

C 棟

D 棟



トイレ



エレベーター



階段

3F